

## 炭素材料学会企業主催ランチョンセミナー規程

(目的)

### 第1条

本規程は、炭素材料学会（以下、本学会）が主催する年会等での企業主催のランチョンセミナー（以下、ランチョンセミナー）に関する事項を定める。

(責任)

### 第2条

ランチョンセミナーはランチョンセミナー開催主が準備し、本学会はランチョンセミナー開催主に開催場所を提供する。ランチョンセミナーの内容に対する責任は、開催主が負う。本学会はランチョンセミナーの内容に対する一切の責任を有しない。

(規格)

### 第3条

規格は別に定めるものとする。

(ランチョンセミナー基準)

### 第4条

原則として本学会の活動に関連した内容に限る。本学会運営委員会において開催の可否を判断する。

(ランチョンセミナー料金)

### 第5条

ランチョンセミナー料金は別途定める。

開催依頼者の都合によるキャンセルの場合、ランチョンセミナー料金の返還は行わない。

(ランチョンセミナーの取り消し)

### 第6条

ランチョンセミナー開催後に本学会運営委員会の判断で、ランチョンセミナー内容が不適切であると判断された場合には、契約の終了を待たずにランチョンセミナーを取り消しできるものとする。この場合、開催しなかった期間分のランチョンセミナー料金は開催依頼主に返還しない。

(規程の改廃)

### 第7条

この規程の改廃は、運営委員会の決議によって行う。

2. 第5条に定める別表は、本学会運営委員会の決議によって変更することができる。

#### 附則

この規程は、炭素材料学会の総会（令和元年11月29日）から施行する。（令和元年4月19日 炭素材料学会運営委員会 制定）

この規程は、令和3年9月3日から改訂施行する。